

「令和8年度 区立施設等の再エネ電力の調達（単価契約）」に係るオークション 質問への回答

No.	項目	質問の趣旨	回答
1	【オークション実施要領】 4 料金体系および提案金額 【仕様書（案）】 5 請求額の算出方法等	仕様書に定めのある「単価内訳書（例）」の料金単価項目と、弊社が提供する料金単価項目が必ずしも一致しない。 この場合において、請求の際、明細が異なるものの、仕様書の料金単価項目に相当すれば、オークション参加を容認することは可能か。	オークション参加は可能です。 ただし、御社の料金構成が、区が仕様書で示す「基本料金単価」「電力量料金」「再生可能エネルギー発電促進賦課金」の4項目と異なる場合（別途、高度化法や容量拠出金制度に基づく経費がある等）は、「仕様書別紙2 【特別高圧・高圧】仕様書単価内訳書例」の「電力量料金」の欄に行を追加して記載し、質問の回答日（11月17日（月））から公告終了日（11月27日（木））までの間に株式会社エナーバンクへ提出してください。
2	【オークション実施要領】 6 その他事項（3） 【練馬区電気需給契約書】 第22条	①契約書（契約内容）は、弊社の契約書をベースとすることは可能か。 ②上記対応が難しい場合、区の契約書案の提供は可能か。 ③区の契約書案については、落札後に修正協議が可能か。	①実施要領6（3）に記載のとおり、本件は、 <u>練馬区電気需給契約書に基づき契約</u> するため、御社の契約書をベースに協議することはできません。 ②上記のとおりです。 ③本件は、 <u>電気需給契約書に基づき契約</u> するものです。仕様書等の解釈について疑義が生じたとき、または定めのない事項について協議の協議は行いますが、契約書についての修正協議を行うものではありません。
3	【オークション実施要領】 5 落札後の留意事項（3）	落札後に契約書を確定できず契約に至らなかった場合（※）には、指名停止並びに賠償金等は生じるか。 （※）弊社所定の申込書による申し込み・承諾による契約形式の場合に、申し込み内容が確定できず契約に至らなかったときを含む。	オークション実施要領では、契約書を確定できず契約に至らなかった場合の定めはありませんが、指名停止並びに賠償金は生じません。 ただし、本件は、 <u>上記のとおり電気需給契約書に基づく契約</u> を前提としています。契約不成立によって区に損害が生じることのないよう、オークションに参加する場合は、契約成立を前提としてご参加ください。
4	【その他】	本質問回答は、「オークション実施要領」や「仕様書（案）」などの公告された資料一式と同等の効力を持つものとして取り扱われる、という認識で相違ないか。	お見込みのとおりです。
5	【その他】	落札日から電力供給開始日までの期間が短いため、スムーズに切り替え手続きを進めたい。 申込書などの資料をオークション前に区へ送付するため、あらかじめ区が内容を確認し、落札した場合には、速やかに申し込み、契約することは可能か。	質問の内容は、契約に係る協議事項に相当します。公平性を担保する観点から、オークション前に対応することはできません。